

答 申 書

令和 7 年 9 月 3 0 日
南丹市上下水道事業審議会

1.はじめに

南丹市は、平成 18 年に旧 4 町が合併して誕生し、面積が 616.40 平方キロメートルと府内では京都市に次ぐ広大な町になりました。

合併当初は 36,000 人を超えていた人口も約 20 年が経過し、現在は 30,000 人を下回っています。

また、国立社会保障・人口問題研究所からは、25 年後の 2050 年には 22,000 人を下回るという推計も公表されています。

上下水道事業は広大な面積の社会インフラを維持していく必要がありますが、急速な人口減少や節水機器の普及による料金収入の減少に加え、人件費やエネルギーコストの上昇、建設資材などの物価高騰により地方公営企業法の主旨である「独立採算制」の根幹を揺るがす事態に直面しています。

このような中、今後、多くの施設や設備の更新時期を迎えるとともに、近年発生している大規模震災に備え施設の耐震化を進める必要がありますが、同時に多額の更新費用が必要となります。

当審議会では、この状況を受け、上下水道事業の健全な財政運営を維持するべく、必要な料金水準と料金体系を検討するとともに、諮問を受けた 4 項目すべてについて、多角的な視点から慎重に審議を行いました。

その結果について以下のとおり答申します。

2.適正な水道料金及び下水道使用料の水準と料金体系について

(1)水道料金

地方公営企業法の主旨である「独立採算制」と上水道事業の健全な財政運営の維持を前提に料金水準を検討しました。

また、高齢者世帯や子育て世帯、使用量の多い企業など、すべての使用者が公平に料金を負担できるよう、かつ地域による基本料金および超過料金の差を撤廃し統一した料金体系を検討しました。

※別紙 1 のとおり

(2)下水道使用料

水道料金と同様に地方公営企業法の主旨である「独立採算制」と下水道事業の健全な財政運営の維持を前提とした水準とし、すべての使用者が公平に使用料を負担できるよう使用料体系を検討しました。

※別紙 2 のとおり

3.料金改定の時期について

令和８年４月から改定することが最良と考えられますが、水道料金と下水道使用料の改定を同時に実施することにより、使用者の負担が大幅に増加しえることが懸念されます。

改定時期については、使用者の混乱を招かないよう配慮する必要があるため、十分な周知期間を設けることを検討するよう求めます。

しかし、むやみに先延ばしにすると、経営状況の不安定化や使用者への負担がより一層増すことが懸念されるため、できる限り早期に実施することを提言します。

4.料金以外の手数料等諸収入の見直しについて

手数料は、あくまで受益者負担の原則に基づいて徴収するものです。

現在の手数料を含む諸収入の設定価額は、過去からの経過を踏襲しているものや変化
する社会経済情勢を反映させずに見直しがなされないまま徴収されており、この原則か
ら大きく逸脱しているものと思われます。

しかしながら、令和6年9月に公営企業として「手数料の適正化に関する指針」を策定され、随時見直しを図っておられるところです。

引き続き適正な収入のあり方についても検証を進めるよう提言します。

(改定の見直しが必要と思われる手数料等)

- ・ 給水装置工事申請手数料
- ・ 排水設備工事申請手数料
- ・ 閉開栓手数料
- ・ 遅延損害金

5. 利用者サービスの維持・向上に向けた取組について

経営状況を安定化させるため、利回りの高い有価証券等、投資の活用による効率的な資金の確保や、毎年度高い徴収率を維持されていることについては評価に値します。

一方で、上下水道事業における施設は、「安全安心な水道水の継続的な供給」および「快適な生活環境の確保」を目的として設置された生活基盤であり、健全な状態で維持するためには、専門知識を有する職員の育成や技術の継承が不可欠です。

上下水道事業における施設は、今後更なる老朽化が進み、対策が急務となります。

災害時にも安定した水の供給と汚水の処理が可能となる体制を構築する必要があり、アセットマネジメントに基づき、計画的な更新による施設の強化を進めることを求めます。

このことから、専門知識を有する職員を確保し、現在の技術を途切れさせず限りある資源を最大限に活用できるよう、業務の抜本的な見直しを行い、窓口業務や現地作業を民間の専門企業へ外部委託するなど創意工夫を進めるよう提言します。

また、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進を図ることにより、各種手続きの電子化やスマートメーターの導入も検討できるよう、常に変化し続ける社会経済情勢の情報収集に努め、更なる業務量の抑制を図るよう提言します。

6.附帯意見

(1)広報の方法

料金改定を使用者へお知らせする際は、広く適切に周知できるよう、全戸配布やホームページへの掲載など、広報の方法を検討するよう提言します。

また、今後見直す手数料等の改定についても随時ホームページへの掲載など、広報の方法を検討するよう、あわせて提言します。

(2)激変緩和措置

料金改定を実施するにあたり、使用者への影響が大きいため、段階的引き上げ等の経過措置を設けるなど、激変緩和措置を講じることを提言します。

(3)検針や料金徴収における時期等について

現在、毎月検針、毎月徴収のサイクルで料金を賦課していますが、検針委託料や事務費の削減等、業務の効率化を考慮すると、検針業務を2か月に1回に変更することも選択肢の一つとなると考えられます。

ただし、2か月に1回の徴収になると使用者の負担感が大きくなるため、検針は2か月に1回、徴収は毎月に変更するなど、近隣市町の状況も十分に調査し、使用者サービスが低下しないサイクルに変更することの是非について検証を進めるよう提言します。

(4)一般会計からの繰入について

上下水道事業については、「独立採算制」の原則に基づき、事業で得た収益により必要な経費を賄うものです。

一方で、本来、一般会計等が負担すべきとされている繰入金についても収益に影響するため、市民生活に直結すると考えられることから、今後も減額されることなく継続できるよう、市の関係部局と協議を行うことを求めます。

7.終わりに

「経営戦略」は、上下水道事業の将来像を見据え、事業投資と財政計画を示した中長期的な経営計画となっています。

今回、上下水道事業における審議にあたっては、令和８年度から令和１２年度の５年間を料金算定期間とされました。

しかし、昨今の社会経済情勢の変化は多様であり、今後、経営状況も計画と乖離が生じる可能性があるかと推測されます。

当該計画に基づき、着実に事業運営を進めるためには、PDCA サイクルを継続し、結果と計画に大きな乖離が生じた場合、要因を的確に把握することに努め、対応策を講じるとともに、次回の審議会についても適切な時期に開催することを提言します。

地方自治体を取り巻く環境は常に変化し、市民のニーズは増える一方で、地方自治体にはそのニーズに応え続ける使命があります。

今後、上下水道事業がその市民ニーズに応え続けられるよう、変化を恐れず成長を続け、不断の努力をされることを期待し、また当審議会がその一歩とならんことを祈念し、答申の結びとします。

水道料金

現行

(消費税抜き)

	使用水量		単価（超過は 1 立米当り）	
			20 mm以下	25 mm以上
上水道区域	基本料金（10 立米まで）		1,300 円	1,300 円
	従量料金	10 立米を超えて 30 立米まで	160 円	170 円
		30 立米を超えて 100 立米まで	170 円	180 円
		100 立米を超える	180 円	190 円
簡易水道区域	基本料金（10 立米まで）		1,600 円	1,600 円
	従量料金	10 立米を超えて 30 立米まで	170 円	180 円
		30 立米を超えて 100 立米まで	180 円	190 円
		100 立米を超える	190 円	200 円
メーター使用料				
口 径	金 額		口 径	金 額
13 mm	50 円		40 mm	130 円
20 mm	60 円		50 mm	260 円
25 mm	70 円		75 mm	610 円
30 mm	110 円		100 mm	820 円

改定案

(消費税抜き)

基本料金 (5 立米まで)					
口 径	金 額	口 径	金 額	口 径	金 額
13 mm	1,800 円	30 mm	1,900 円	75 mm	2,320 円
20 mm	1,800 円	40 mm	1,930 円	100 mm	2,490 円
25 mm	1,830 円	50 mm	2,180 円	-	-
従量料金単価 (超過は 1 立米当り)					
5 立米を超えて 10 立米まで		30 円	50 立米を超えて 100 立米まで		210 円
10 立米を超えて 30 立米まで		180 円	100 立米を超える		240 円
30 立米を超えて 50 立米まで		200 円			

下水道使用料

現行

(消費税抜き)

使 用 水 量		単 価
基本料金		1,000 円
従量料金 (1 立米当り単価)	10 立米まで	100 円
	10 立米を超えて 20 立米まで	120 円
	20 立米を超えて 30 立米まで	140 円
	30 立米を超えて 40 立米まで	160 円
	40 立米を超えて 50 立米まで	180 円
	50 立米を超えて 100 立米まで	200 円
	100 立米を超える	220 円

改定案

(消費税抜き)

使 用 水 量		単 価
基本料金		1,350 円
従量料金 (1 立米当り単価)	10 立米まで	100 円
	10 立米を超えて 30 立米まで	140 円
	30 立米を超えて 50 立米まで	200 円
	50 立米を超えて 100 立米まで	250 円
	100 立米を超える	270 円

南丹市上下水道事業審議会

会 長 西 垣 泰 幸

副会長 清 水 茂

委 員 野々口 二三男

委 員 若 井 淑 子

委 員 渡 辺 勝

委 員 城 戸 貴 子

委 員 高 屋 安 男

委 員 福 嶋 之 貴

委 員 内 藤 和 雄